

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
⑤	⑤	④	④	0	0

令和5年分
開催分)

(ふりがな) えりこうえんかい

1 政治団体の名称 えり後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館1122号室

3 代表者の氏名 英利 アリフェヤー

4 会計責任者の氏名 藤岡 尚子

事務担当者の氏名

藤岡 尚子

(電話) 03-3508-7436

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別) (現職) 衆議院議員	
資金管理団体の届 出をした者の氏名 英利 アリフェヤー	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の 氏名 英利 アリフェヤー	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の 氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の 氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
令和5年 5月 19日 から	
令和5年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和5年 5月 19日 から	
令和5年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,900,000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	2,900,000
支 出 総 額	1,680,527
翌 年 へ の 繰 越 額	1,219,473

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	900,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,900,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	2,900,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	英利アリフェヤー	300,000	R5/5/19	東京都港区赤坂2-17-10-412	国会議員	
2	萩原一子	500,000	R5/11/30	千葉県市川市富浜2-14-5	無職	
3	里見のり子	100,000	R5/11/28	千葉県市川市南八幡5-2-6	会社役員	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	900,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	志公会	1,000,000	R5/6/16	東京都千代田区平河町2丁目5-5 全国旅館会館3階	麻生太郎	
2	志公会	1,000,000	R5/12/13	東京都千代田区平河町2丁目5-5 全国旅館会館3階	麻生太郎	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附		0				
合 計		2,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備	考
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	393,938	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	422,232	0	
(4) 事 務 所 費	120,570	0	
小 計	936,740	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	743,787	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	743,787	0	
合 計	1,680,527		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機代	313,280	R5/7/6	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
2	コピーカウンタ代	99,497	R5/10/26	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		9,455				
合 計		422,232				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所電話工事代	54,340	R5/6/20	ユイコムネットワークス	東京都新宿区西新宿4-29-6 WISビル	
2	通信費	11,022	R5/7/10	NTT東日本・NTTコミュニケー ションズ	東京都新宿区西新宿3-19-2	
3	通信費	12,072	R5/10/10	NTT東日本・NTTコミュニケー ションズ	東京都新宿区西新宿3-19-2	
4	通信費	10,280	R5/12/8	NTT東日本・NTTコミュニケー ションズ	東京都新宿区西新宿3-19-2	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		32,856				
合 計		120,570				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R5/5/22	一幸会	埼玉県鴻巣市本町3-9-28	
2	会費	20,000	R5/5/24	棚橋泰文君と21世紀を拓く会 フォーラム事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館713号室	
3	会費	20,000	R5/5/29	勝風会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館615号室	
4	会費	20,000	R5/6/6	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3番20号 新盛堂ビル4F	
5	会費	20,000	R5/6/9	うすい正一後援会事務局	千葉県千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
6	会費	20,000	R5/6/12	つばさの会	東京都港区赤坂6-7-14	
7	会費	20,000	R5/6/14	小渕優子君を励ます会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館823号室	
8	お茶代	11,016	R5/7/4	(有)サワ商事	千葉県市川市鬼高4-5-1	
9	手土産代	14,280	R5/11/4	株式会社ヤマザキ ヤマザキプラ ザ市川店	千葉県市川市市川1-9-2	
10	手土産代	10,800	R5/12/5	株式会社ヤマザキ ヤマザキプラ ザ市川店	千葉県市川市市川1-9-2	
11	お弁当代	27,612	R5/12/20	株式会社高島屋	東京都中央区日本橋2-4-1	
12	手土産代	13,000	R5/12/21	株式会社黄金の匙	千葉県浦安市堀江3-7-15-305	
13						
14						
15						
16						
そ の 他 の 支 出		180,489				
合 計		397,197				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ハイヤー代	38,190	R5/6/20	第一交通株式会社	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号 パレスサイドビルB4	
2	ハイヤー代	146,180	R5/7/11	第一交通株式会社	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号 パレスサイドビルB4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		162,220				
合 計		346,590				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☒ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 4月 16日

政治団体の名称

えり後援会

会計責任者の氏名

藤岡

尚子



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 6 年 3 月 28 日

えり後援会

代表 英利アリフエヤー 殿

登録政治資金監査人 井澤 郁人



登録番号 第 5504 号

研修修了年月日 平成 30 年 11 月 15 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、えり後援会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、えり後援会の主たる事務所（東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 1122 号室）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書 (※1) は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

えり後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、えり後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上